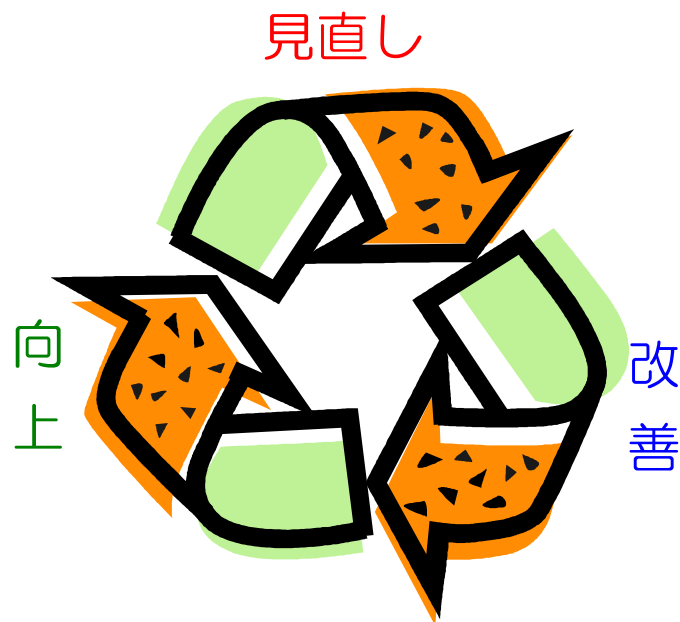




使用料・手数料等の

見直しに関する基本方針



平成 22 年 11 月

(令和 6 年 4 月改訂版)

指 宿 市

目次

1	受益者負担に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・	P1
	(1) 算定方法の明確化	
	(2) 減免規定の見直し	
	(3) 定期的な見直しと市の努力	
2	使用料について・・・・・・・・・・	P3
	(1) 使用料の算定方法	
	(2) 維持管理経費に算入する経費	
	(3) 性質別受益者負担割合	
	(4) 使用料の減額・免除制度	
	(5) その他	
3	手数料について・・・・・・・・・・	P11
	(1) 手数料の算定方法	
	(2) 手数料の減額・免除制度	
	(3) その他	
4	使用料・手数料の改定額の上限・・・・・・・・・・	P13
5	基本方針の適用除外・・・・・・・・・・	P13
6	新料金の適用時期及び定期的な見直しと市の努力・・・・・・・・	P14
	(1) 新料金の適用時期	
	(2) 見直しのサイクル	
	(3) 施設の充実，利用者拡大施策の実施と経費削減の努力	

1 受益者負担に関する基本的な考え方

本市には、市民の福祉向上や健康増進、産業振興等の観点から、温泉施設や体育施設、農業関連施設等、多種多様な施設が整備されており、市民をはじめ多くの方々に利用されています。

当然のことではありますが、施設を維持するためには、人件費や電気料等の維持管理経費が必要です。

本来、施設の維持管理経費は、利用者の使用料で賄うことが望ましいのですが、現在の使用料では賄えないことから、一部は市民の税金によって補われています。

この使用料は、旧3市町の料金体系が基本となっていますが、無料施設や幅広い減免等の取扱いが混在している状況であります。

また、戸籍事務や税務事務は、地方自治体が責任をもって行う業務ですが、それらの業務に付随する住民票や戸籍謄本、所得証明、納税証明等の発行事務については、必要とする方に手数料という形で負担していただいています。

住民票や所得証明等を必要とする方のために発生する事務経費は、使用料と同様に、手数料で賄うことが望ましいのですが、現在、事務経費の一部には、市民の税金が充てられています。

このようなことから、市では、維持管理経費や事務経費の縮減を図るため、民間委託の推進や指定管理者制度の導入、総合窓口体制の検討、臨時職員の活用等に積極的に取り組んでいます。

このたび、市では「行政改革大綱」や「第二次集中改革プラン」に基づき、使用料・手数料について、利用者がどこまで負担すべきか、また市民に納めていただく税金で、どこまで補うべきかについて、「受益者負担の適正化」を図ることを大きな柱に、見直しを実施することとしました。

なお、見直し作業を進めるためには、「受益者負担の適正化」のほか、「算定方法の明確化」、「減免規定の見直し」、「定期的な見直しと市の努力」の3つの視点も欠かせないことから、これらを併せ持つ『使用料・手数料等の見直しに関する基本方針』（以下「基本方針」）を作成し、作業に取り組むこととしました。

また、市では、持続可能な行財政基盤の構築に向けた着実な経営改善を進めていくため、令和5年9月に「指宿市経営改善計画」を策定しました。これに基づき、受益と負担の公平性を確保しながら積極的な歳入確保に努め、見直し作業における課題等の解決に向け、基本方針を改訂することとしました。

(1) 算定方法の明確化

これまでの使用料・手数料の多くは、旧3市町が合併前に近隣自治体等の料金体系を参考に設定していました。

「基本方針」では、原価算定方式による明確な料金算定基準に則り、見直しを実施します。



(2) 減免規定の見直し



これまで、市の社会教育施設や体育施設では、高齢者・障害者等への配慮や、社会教育団体・社会福祉団体・地域住民団体等の活動を支援・推進する観点から、施設ごとの基準により、使用料の減額や免除を幅広く認めていました。

この「基本方針」では、受益者負担の明確化や利用者間の公平性の観点から、減額・免除制度（以下「減免制度」）の基準を見直します。

(3) 定期的な見直しと市の努力

受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すため、使用料・手数料の見直しは、原則として5年ごとに実施します。

また、人件費や維持管理経費が使用料算定の基礎となることから、市でも業務の見直しや改善を積極的に行い、経費削減を進めます。

併せて、収入増を図るため、利用者の増加対策を図る方策を積極的に検討・導入します。



地方自治法抜粋

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

2 使用料について

(1) 使用料の算定方法

過去の実績に基づき算定した施設の維持管理経費と、施設の特性に応じた性質別受益者負担割合に基づき、目指すべき使用料水準を算定した上で、使用料の見直しを行います。

● 使用料見直しの目指す姿のイメージ

$$\boxed{\text{使用料収入}} = \boxed{\text{維持管理経費}} \times \boxed{\text{性質別受益者負担割合}}$$

目指すべき使用料水準

ただし、市が運営している観光施設については、更なる歳入確保に努めるため、目指すべき使用料水準を上回る金額を設定することができることとします。

その場合は、市民利用への配慮を同時に検討することとします。

① 会議室等（一定区画）・・・1時間当たりの使用料計算

$$\boxed{\text{使用料}} = \boxed{\text{維持管理経費}} \times \boxed{\text{性質別受益者負担割合}} \div \boxed{\text{利用時間（実績平均）}}$$

② 個人利用施設・・・1人当たりの使用料計算

$$\boxed{\text{使用料}} = \boxed{\text{維持管理経費}} \times \boxed{\text{性質別受益者負担割合}} \div \boxed{\text{利用者数（実績平均）}}$$

(2) 維持管理経費に算入する経費

行政サービスに対する適正な負担を求めるためには、施設の維持管理・運営に、どれだけの経費がかかっているのかを明らかにしなければなりません。

行政サービスの原価構成は次の「原価構成費用」のとおりであり、この経費の積み上げにより算定します。

土地代や建物等の減価償却費を使用料の原価に算入している自治体もありますが、本市ではそれらを原価に算入しません。なぜなら施設は、市の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、土地代や建物に関する費用は、全ての市民に利用の機会を提供するための費用であると考えているからです。

したがって、施設の利用者に求める使用料には、原則として土地代や建物の減価償却費は含まず、経常的な維持管理経費や管理に係る人件費を基にした原価により使用料を設定することで、受益者負担の適正化を図ります。

【原価構成費用】

■人件費

人件費は、当該業務に直接従事する人数を算出し、改定年度の前年度（以下「基準年度」）における一般会計の当初予算の一般職（商業高校教育職員分を除く。）の平均単価を用いて算出する。

人数については、1年間の労働日数を242日、実労働時間を1875.5時間として、当該業務に従事した日数又は時間を基に算出する。

※ 指定管理者制度を導入している施設においては、当該施設の指定管理者との調整やモニタリング、指導等の事務に従事した一般行政職員の人件費について算出する。

指定管理者で雇用する施設職員の人件費は、指定管理料（物件費）に含まれるため、本項目では該当しない。

■物件費

物件費は、施設の維持管理・運営に掛かる経費を積算する。

※ 積算項目

賃金等（臨時職員等の賃金）、共済費（臨時職員等の社会保険料等）、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、火災保険料等）、委託料（施設の管理委託料等）、使用料及び賃借料（パソコン等のリース料等）、その他建物の維持管理・運営に係る経費

※ 物件費は、50万円以上の修繕料や高額備品購入費・災害等の臨時的経費を除く。

(3) 性質別受益者負担割合

市の施設は道路や公園等のように、市民の日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくい施設から、温泉施設やプール等のように、特定の市民が利益を享受し、民間においても類似の施設が存在するものまで多岐にわたっています。

このため、一律に受益者負担の原則だけで料金を設定することは困難であることから、施設を性質別に分類し、「受益者負担」の割合を設定します。

① 施設分類の考え方

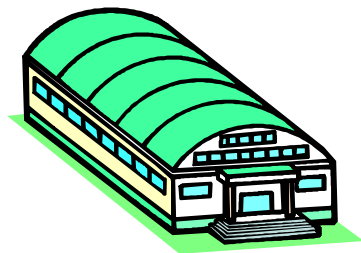
施設の性質については、日常生活を送る上で施設の必要性が高いものなのか低いものなのか（必需性）、民間において提供されるなど施設に市場の代替性があるか否か（市場性）の基準で分類します。

ア 施設の必需性について

- ア) 必需的：市民の日常生活において、最低限必要なサービスを提供する施設
- イ) 選択的：生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするため、特定の市民が恩恵を受ける施設

イ 施設の市場性について

- ア) 公共的：民間による提供が困難であり、主として行政が提供する施設
- イ) 市場的：民間による提供が可能又は期待できるものであり、行政と民間が競合する施設



② 受益者負担の割合と施設の性質別分類

それぞれの施設を具体的に分類すると、性質別分類における受益者の負担割合は、下表のとおりとなります。

【受益者負担割合・性質別分類表】

市場性	公共的	C 受益者負担 50% 税負担 50%	B 受益者負担 25% 税負担 75%	A 受益者負担 0% 税負担 100%
	中間	D 受益者負担 75% 税負担 25%	C 受益者負担 50% 税負担 50%	B 受益者負担 25% 税負担 75%
	市場的	E 受益者負担 100% 税負担 0%	D 受益者負担 75% 税負担 25%	C 受益者負担 50% 税負担 50%
		選 択 的	中 間	必 需 的
必需性				

A：受益者負担割合 0%，税負担 100%
（施設例）道路，公園など

B：受益者負担割合 25%，税負担 75%
（施設例）火葬場など

C：受益者負担割合 50%，税負担 50%
（施設例）福祉施設，産業振興施設，教育施設など

D：受益者負担割合 75%，税負担 25%
（施設例）市民会館，体育施設など

E：受益者負担割合 100%，税負担 0%
（施設例）観光施設など

(4) 使用料の減額・免除制度

市の社会教育施設や体育施設では、高齢者、障害者等への配慮や、社会教育団体、社会福祉団体、地域住民団体などの活動を支援・推進する観点から、施設ごとの基準により使用料の減額または免除を幅広く認めてきました。

しかし、「受益と負担の公平性」を保つためには、施設ごとの基準ではなく、統一的な基準を持つことが必要となってきます。

そこで、受益者負担の明確化、利用者間の公平性の観点から、減免制度を見直します。

① 減免制度の方針

ア 受益者負担原則の徹底

受益者負担の原則を徹底するため、減免制度については、特例的な措置であることを明確にし、その範囲は、本来の目的・必要性に即し、できるだけ限定します。

イ 基準の統一

現在の減免制度は、施設ごとに取扱いを定めて運用してきましたが、今後は公平性を確保するために、できるだけ多くの施設で共通の対応となるよう「基準の統一」を図ります。

ただし、基準の統一が困難な施設については、「負担の公平性」、「施設の設置目的と利用者との関係」などを十分考慮して、施設ごとに減免制度の取扱いを定めます。

② 減免制度の基準

ア 団体等の利用に係る基準

【免除】

ア) 市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む。）が主催するとき。

イ) 市内の小学校、中学校、保育園、幼稚園等が教育・保育活動で利用するとき。

※小学校、中学校、保育園、幼稚園等とは

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所若しくは同法第 43 条に規定する児童発達支援センター

- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づき届け出がなされている施設
- (4) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定子ども園

【50%減額】

- ア) 市（行政委員会，市が設置する附属機関等を含む。）が共催するとき。
- イ) 市内の高等学校が教育活動で利用するとき。
- ウ) 半数以上が市内に在住する障害者で構成する団体が利用するとき。
- エ) 半数以上が市内に在住する中学生以下で構成する団体が利用するとき。
- オ) 社会福祉団体，地域コミュニティ団体，NPO 団体，社会教育関係団体，教育関係団体がその目的のための活動で利用するとき。

イ 個人利用施設での個人利用に係る基準

【免除】

- ア) 3 歳未満

【50%減額】

- ア) 障害者が利用するとき。
- イ) 3 歳以上小学生以下が利用するとき。

(5) その他

① 使用料の単位

使用料の単位は 10 円単位とします。(10 円未満切捨て)

② 時間帯・曜日の料金設定

これまで、時間帯・曜日による利用頻度や施設運営上の負担などを考慮し、時間帯・曜日により料金設定をしてきた施設がありましたが、時間帯・曜日により料金の差をつける合理性が薄れてきていることから、午前・午後・夜間または平日・土日・祝祭日等の料金区分を廃止し、全日・全曜日を通して平均した 1 時間当たりの単価を基準に料金を設定します。

③ 冷暖房加算

冷暖房を使用しない場合があることや、分かりやすく簡素な料金設定を行う観点から、原則として冷暖房に対する加算は行わないこととします。(冷暖房にかかる光熱水費については、原価に算入済みとなっています。)

※ ただし、条例・規則等において、冷暖房施設の使用料金を定めているものは除く。

④ 営利目的の場合の使用料

営利目的の場合の使用料は 2 倍とします。

⑤ 市外者が利用する場合の使用料

市の施設は、市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきであることから、市民以外の者の使用料は、体育施設等の予約施設について 1.5 倍の料金とします。

⑥ 指定管理者制度を導入している施設の取扱い

指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、基本方針に基づき見直しを実施します。ただし、既に協定を締結している利用料金施設の使用料については、協定締結期間は現行のままとし、見直した使用料の導入は、指定管理者との新たな協定締結時とします。

⑦ 設定料金の調整

使用料の見直しの際に、地域性や近隣自治体及び民間の類似施設の使用料を考慮し、設定料金を調整する場合があります。

⑧ 使用料の新規設定

現在、特定の施策目的のために使用料を徴収していない公共施設があります。しかしながら、社会情勢の変化への対応や健全な財政運営を図るため、自主財源を確保していく必要性が高まっています。

そこで、持続可能な行財政基盤の構築に向けた経営改善を進めていくため、現在無料で使用を許可している公共施設についても、使用目的を考慮しながら有料化を検討することとします。

⑨ その他

社会的要請や施設の更新等の諸事情、設置目的・利用形態等により、基本方針の見直しによりがたい施設については、別途個別の算定方法により定めることができることとします。

3 手数料について

(1) 手数料の算定方法

手数料は、原則として次の基本式により算定します。

$$\boxed{\text{手数料}} = \left(\boxed{\text{1分当たりの人件費} \times \text{処理時間(分)}}^{\text{※2}} \right) + \boxed{\text{1件当たりの物件費}}^{\text{※3}}$$

※2 事務処理に要する人件費（人件費は使用料と同じ取扱いとします。）

※3 証明書等用紙作成，記載に係る経費及びその他経常的経費

■手数料の考え方■

ア 手数料は、特定の者の利益のために発生した事務に係る経費であることから、費用については受益者の100%負担とします。

イ 上記の方法で算定することが適切でない場合は、適切な方法により原価を計算します。

(2) 手数料の減額・免除制度

減額・免除基準の統一を図るために、免除する範囲はできるだけ限定します。

なお、減額の基準はありません。

【免除の基準】

ア 国又は地方公共団体が行政目的に必要なとき

イ 法令等の規定により無料で取り扱うこととされているとき

ウ 生活保護法により保護を受けている者からの申請があるとき

エ その他市長が必要と認めるとき

(3) その他

① 手数料の単位

手数料は、事務の効率化を図るため、原則として次の単位となるよう端数処理することとします。(端数処理については全て切捨て)

- ア 100 円未満のものは 10 円単位
- イ 100 円以上 1,000 円未満のものは 50 円単位
- ウ 1,000 円以上 1 万円未満のものは 100 円単位
- エ 1 万円以上 10 万円未満のものは 1,000 円単位
- オ 10 万円以上のものは 1 万円単位

② 設定料金の調整について

手数料は、人件費と物件費の経費を賄うため、受益者負担 100%を原則としていますが、同様のサービスの対価としての手数料が、自治体間で著しい差が生じないように、地域性、経済動向などを考慮し、近隣自治体との均衡などに配慮する必要性が認められるものについては、設定料金を調整する場合があります。



4 使用料・手数料の改定額の上限

P3「2－(1) 使用料の算定方法」、P11「3－(1) 手数料の算定方法」で算出した額が、現行の料金と著しい差が生じた場合、市民の急激な負担増を避けるため、改定額の上限を次のとおり設定します。

また、下限については、P4「2－(2) 維持管理経費に算入する経費」において、施設等の土地代や建物等の減価償却費を使用料の原価として算入していないことから、現行の料金を下回る場合においても、原則、現行料金を据え置くこととします。

なお、使用料・手数料の算定はP14「6－(2) 見直しのサイクル」で5年ごとに見直す予定ですので、5年後の見直しの際に再度上限額を検討します。

現行料金		改定額の上限
201 円以上	1,000 円以下	現行料金の 1.5 倍
1,001 円以上	3,000 円以下	現行料金の 1.4 倍
3,001 円以上		現行料金の 1.3 倍

※ 現行料金が200円以下の場合は、改定額と現行料金の差が100円以内になるよう調整することとする。

5 基本方針の適用除外

次の使用料・手数料については、この「基本方針」によりがたいことから、この設定基準の適用対象から除外します。

- ① 法令等により算定方法が定められているもの、及び国・県の機関が算定している経費等を基に、手数料等を定めているもの
【例】 危険物検査手数料、戸籍関係手数料など
- ② 行政財産の目的外使用の使用料徴収条例などを根拠として使用料等を定めているもの
【例】 自動販売機等設置使用料、市有地貸付料など
- ③ その他、別の基準により使用料等を算定しているもの
【例】 保育料、住宅使用料、墓地使用料など

6 新料金の適用時期及び定期的な見直しと市の努力

(1) 新料金の適用時期

「基本方針」に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、平成 23 年 10 月から適用します。

(2) 見直しのサイクル

受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すため、使用料・手数料の見直しは、原則として5年ごとに実施します。

なお、施設の大規模改修等の特別な事情が発生した場合は、5年に満たない期間で見直す場合があります。

(3) サービスの充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力

市は、「効率的な施設運営による利用者負担の軽減」と「サービス内容の拡充と稼働率の向上」の両面を目指していく必要があるため、改善策として次のことなどに取り組みます。

① サービス内容の拡充、稼働率の向上策

ア 各施設の清掃や備品の確認を徹底するなど施設の環境整備に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

イ 広報いぶすき、市ホームページなどを活用し、各公共施設の情報提供・周知を行い、利用者の増加を目指します。

ウ 施設の運営や窓口等において、「おもてなしの心」を感じられる対応ができるよう研修等を行い、職員等の更なる接遇の向上に努めます。

② 経費削減のための改善策

ア 指定管理者などの民間委託を拡大することで、人件費の抑制に努めます。

イ 業務内容の定期的な見直しを行い、経費の節減に努めます。

ウ 地域団体等の協力を得ながら、アダプト制度導入施設を増やします。

エ 施設の統合・休止・廃止及び用途変更等については、公共施設等総合管理計画における個別施設計画を基に、積極的な検討・実施を行います。